

# KGA

'96春季号  
1996年5月1日発行



## 目次

新たなる出発に向けて	1
——細川理事長活動方針——	
新規加盟倶楽部紹介	18
KGA特信	20
総会・常務理事会・理事会・分科委員会	21
お知らせ	28
表紙Photo 佐倉カントリー倶楽部（撮影・片山晴美/KGA広報委員）	

 関東ゴルフ連盟

細川理事長活動方針

## 新たなる出発に向けて

### ——細川理事長活動方針——

2月20日、関東ゴルフ連盟第48回通常総会が開催されました。席上、細川理事長より今年度活動方針が示され、満場一致で承認されました。



かえりみますと、昨年は連盟結成60周年という節目の年であります。

同時に戦後50年であり、わが国の戦後社会全体のあり方について、同時代に生きる人すべてに厳しい問いかけをした1年であったと思います。

わが関東ゴルフ連盟においても、組織、事業、関東オープン、財政基盤、年会費など、これまでのKGAのあり方について、大いに論議された1年であります。

いわば、関東ゴルフ連盟60年の歴史的総括を行い、これまでのゴルフ界とは大きく異なる時代へ、足を踏み入れつあることを実感した1年であったといえましょう。

具体的には特別委員会の「答申書」に鋭く問題提起され、かつ詳細に記述されておりますので省略いたしますが、私はこの場を借りまして基本的な組織のあり方についてふれたいと考えます。

#### 二つの歴史的事実—JGAの財団法人化と日体協復帰

ご高承のように、上部団体である日本ゴルフ協

会は、昭和62年10月1日に財團法人となりました。そして、平成4年3月24日に日本体育協会に復帰いたしております。

この二つの歴史的事実は、これから日本ゴルフ界のあり方に重大な意味を持っております。その意味するところは、これまでの加盟倶楽部とその会員のための組織であったJGA、KGAが、広く全ゴルファーのための公益活動を義務づけられているということです。

現在、日本のゴルフ人口は、1,500万人、延べ1億人がプレーを楽しんでおります。そのうちメンバーシップのゴルフ倶楽部の会員は、150万人、関東では70万人と推測されております。この数字が物語っているものはゴルフが“国民スポーツ”“生涯スポーツ”として健全な発展をとげつつある証しともいえましょう。

そして、平成10年の神奈川国体では公開競技、11年の熊本国体では正式種目として認められることにより、名実ともに、“国民スポーツ”としてのゴルフが実現されようとしております。

このようなゴルフ界の発展をもたらしたのは、

関東では460、日本では1,400余りの加盟俱楽部の皆々様のこれまでの多大なお力添えによるものであります。

今日、日本ゴルフ協会には皆々様会員俱楽部と、各都県毎にて組織されましたアマチュアゴルフ協会が体協会員として加入しておりますが、わが国唯一の「中央競技団体」としてのJGAは、両者間の融合をはかるべく検討を始めております。

日本ゴルフ界の中核とも言うべきが関東ゴルフ連盟としても、日本ゴルフ協会の方針に従い、新たなゴルフ界の発展に歩調を合わせて活動したいと思います。

昨年度の連盟活動は、会員諸氏のご協力、役員、分科委員のご尽力により、順調に展開することができました。中でも、新設いたしました、KGA杯アンダーハンディキャップ競技は、所期の目的に達し、参加された皆様に大好評を博しました。

本競技は、JGA、他地区連盟に先きがけて実施いたし、大いに注目されました。JGAハンディキャップの取得者であれば誰方でも参加できる本競技は、これからKGA活動の大きな柱となることでしょう。

### 準会員制度の発足

次に、今年度以降の事業計画にふれたいと思います。

基本的には未曾有の不況下にあるゴルフ界とし

て、今は事業発展拡大の時にあらず、現状維持、見直しの時期と考えました。

したがって、新規事業は当面見合せ、平成8年から10年の3年間は現行年会費収入に基づいて活動をすることといたしました。

また、関東オープンにつきましても、当面の3年間は開催県、開催俱楽部といわばジョイントベンチャー的な開催方式をとることとし、その結果かなりのご負担をおかけすることになりますが、活性化するための改善策を日本ゴルフ協会、プロ協会とも協議をすすめております。

次に「準会員制度」について申し述べたいと思います。

ご高承のように、平成4年の総会において、規約の一部を改正し、準会員制度を設けました。目的はパブリック、公営ゴルフ場、開場1年に満たない俱楽部、それに各都県アマチュアゴルフ団体を仲間に加えることによって、組織の強化、拡大を図り、秩序あるゴルフ界の形成をすることになりました。

本総会において、「準会員細則」をご承認いただき、各都県において、積極的に加盟勧説をお願いしたいと考えております。

このように、平成8年～10年は力をたくわえ、衆知を集め、次なる飛躍をはたすべく大切な年月と考えます。

会員諸氏の倍旧のご協力、ご尽力を心よりお願ひするものであります。



左より古賀、中井副理事長、細川理事長、松浦副理事長（写真・石川博英/KGA広報委員）

### 対談

## 小さな一歩、大きな飛躍

### —利用税の軽減措置と固定資産税について—

常務理事 税対策委員長 小宮山義孝  
常務理事 広報委員長 内田 盛雄  
体協部会委員長

税対策委員会の永年の活動が実り、ゴルフ場利用税の軽減措置が、今国会にて成立する見通しとなった。この事を契機に、ゴルフ場にかかる税制についての改正要望運動をさらに精力的に展開しよう。

内田 ゴルフ場利用税の軽減措置も無事に国会を通過見通しになったようで、まずは何よりです。一ゴルフナーとして、税対策委員会の皆さんにお礼申し上げます。

また、体協部会委員長としても大変ありがとうございます。随喜の涙をこぼしたいくらいです（笑）。

小宮山 いやいや、そこまで言われると身の縮む思いです（笑）。

私は4代目の委員長（昭和53年発足・福田富市、勝又豊次郎、松浦均委員長）なんですが、厚生大臣の皆さんみたいに手柄を一人占めるつもりはありません（笑）、歴代委員長、とくに松浦副理事長にはJGAの税対策委員長として大変なご苦労をいただきました。

内田 一人一人のゴルファーにとってたしかに減税額は少ないのですが、アポロ11号の月面着陸のアームストロング船長流に言えば、「一人のゴルファーにとっては小さな一歩だが、ゴルフ界にとっては大きな飛躍だ」。

小宮山 それほどのことじゃありませんよ（笑）。

しかし、まじめな話、この成果は大事にしたい。たかだか500円～600円のことでもんどうな手続きはやってられない、なんて言わないでほしい。せっかく減税措置をとったのにゴルフ界はなんだ、ということになる。

内田 おっしゃるとおりです。まだ団体とJGA、KGA主催競技の一部で、それも条件つきなので目標の完全実

施というわけではない。これからも、活動いただくわけで、ぜひともとくに支配人の皆さんには理解していただきたい。

小宮山 今日のためにちょっと調べてきたのですが、このゴルフ場利用税の歴史的経過はたいへんに古いのです。そもそもは昭和13年の「支那事変特別税法の入場税」にさかのぼる（資料1参照）。ゴルフ場、映画館、演劇場、演芸場、音楽会場、競馬場……つまり興業場への入場に対して課せられた国税でした。それが戦後昭和23年に地方自治強化の線に沿い地方税に移譲された。29年に再び国税に移管される際に、一部が道府県税として残され、ご承知の「娯楽施設利用税」と改称された。

内田 なるほど、「人に歴史あり」というが「税にも歴史あり」ですね（笑）。

小宮山 そして、昭和61年の戸塚CCでの日本オープン表彰式での細川発言につながる（笑）。

内田 例の「スポーツと芸術に課税するのは文明国のやることではない」……もっとさまでい表現だったかな（笑）。その場にいた人の話では、ギャラリーも選手も大拍手、NHKは音声をしづらせて、画面転換したとか（笑）。

小宮山 大会本部には、例に出されたパチンコ業界から抗議の電話がすぐさまあったとも聞いています（笑）。

内田 週刊誌はもちろん文芸春秋本誌でも大きくとりあげられた。その効果があつてか、昭和63年の税制改正時（消費税導入）に、「ゴルフ場利用税」に改められた。

小宮山 たしかに名称から「娯楽」の二文字はとれ、標準税率もそれまでの1,100円、上、下50%の550円～1,650円であった税額が、標準税率、





内田盛雄／広報・体協部会委員長

800円となり400円～1,200円となった。しかし、パチンコ、麻雀、ボーリング場等は課税対象から除外されたのに、ゴルフ場だけは残されてしまった。これが問題なんですよ。

内田 そこなんですよ。「租税公平の原則」に反する。

小宮山 他のスポーツと違い、ゴルフ場の利用のみに課せられていますが、要するに広い敷地を必要とするゴルフ場がその地方団体（自治体）から受けている便是は他のスポーツ施設とは違うと考えられていること、そしてもう一つの理由は、ゴルファーは他のスポーツ爱好者より高い担税力を持っていると考えており不当ではないだろう…つまり公平に反するものではない、というのが利用税の背景にある。

内田 おかしな話ですよね。今や、老いも若きも、年間延べ一億人の国民がゴルフをスポーツとして楽しむ時代ですよね。

もう、“国民スポーツ”“生涯スポーツ”としてのゴルフの地位は不動のものとなっている。

さて、利用税の話はこのくらいにして、税対委員会は、もう一つ固定資産税、地価税という大きな問題を抱えておりますね。

小宮山 そうなんです。これは撤廃というわけにはいきませんが、評価方法などに問題があるのです。

内田 それに、ゴルフ界の悪いところなんだが、“いや、俺のところは関係ない、首都圏の限られたゴルフ場の問題だろう”といったとらえ方がある。地価税の時もそうだった。こういった意識が力を弱めている。全体の繁栄なくして個の繁栄はないわけで、団結して事に当ることが必要ですよ。

小宮山 おっしゃるとおりです。“明日は吾が身”と思っていたことが大切だ。

簡単に説明しますと（ご承知と思いますが）、固定資産の評価見直しは3年に1度ありますよねえ。最近では平成6年に行なわれて6年～8年の税率が決められた。具体的に資料2を参照いただきたいので



小宮山義孝／税対策委員長

すが、千葉県のAゴルフ場は平成5年の評価額は20億円、それが評価替で99億円となつた。つまり5倍弱となつたわけです。ところが固定資産税額を一挙に5倍にはできないので、課税標準額は23億円となつた。しかし、この標準額は毎年上がっていって、評価額に近づいていく。全国で毎年5～7%のupにしてあるわけです。そうなるといわば復利計算で上っていくので、5年間で倍になるわけです。このまでいくと、この千葉県のAゴルフ場は10年後に約5倍の1億4千万円の税額となる。まさにゴルフ場経営にとって死活問題となる。

内田 東京のKゴルフ場は固定資産税、地価税で年に4億5千万円の税金を払っているそうですねえ。年間営業日数を300日としますと、1日150万円の税金、これは大変な額だ。仮りに1日の入場者が150人とすれば1人あたり1万円の税負担となる。それに利用税、消費税となるとグリーンフィーを平日でも3万円以上にしないとやっていけない。

小宮山 このゴルフ場の場合にはまさに住宅地の真中にあるからこうなるのですが、いずれ関東圏ではどんどん広まっていく。

内田 近年の経済発展に比例して、ゴルフ人口が増え、単なるレジャーから、肉体的健康、ストレス発散といった心理的健康を維持するための不可欠なスポーツとなつた。だから利用税しかり、固定資産税も低減してほしい。

小宮山 それにゴルフ場は市街地およびその周辺地域に不可欠な緑地帯を維持するものとして、環境に果す役割は無視できない。さらに都市計画法に基づく開発規制等のため容易に転業ができないのが実状です。私が関係しているゴルフ場（東京・武藏野CC）は災害時の緊急避難場所にも指定されていて、クラブハウス一つ建て替えもままたらない。

内田 よくわかります。このまま放置していくわけにはいかない。

小宮山 といって、私たちは反税運動をおこそうというわけではない。公平、公正なら国民の義務として納税するのはあたりまえのこと、とやかく言うつもりはない。問題は評価方法、評価額を筋の通るきちんとしたもの、つまり納税者の私たちが納得できるものにしてほしいと願ってるわけです。

内田 KGAが反税団体と思われては困りますよね。そのへんを踏まえて委員会としてはこれからどんな活動を展開なさるつもりですか。

小宮山 先ず平成9年の評価替にあたって適正にして公平な評価額にしてほしい。このことを目標にしたい。その意味でこの8年は大切な年です。第1歩として、「ゴルフ場にかかる税制」についてセミナーを開催する予定です。日時、会場、講師も決めました。6月7日午後1時より、科学技術館、サイエンス・ホールで森田義雄氏を講師に招きます。

内田 いわば第1回の勉強会ですね。広報委員会としても全面的に協力したい。大勢の関係者が一堂



イラスト／山県和彦

に集まって、先ずは共通の認識を持っていただくことからスタートするわけですね。

小宮山 そうです。会場は440席ときいておりますので、東日本ゴルフ場支配人会連合会と共に催の形をとり、余裕があれば未加盟俱楽部の人たちにも呼びかけるつもりです。

内田 国体の正式種目化も目前ですし、ゴルファー全体にもいざれは呼びかける必要があります。

最後になりますが、私のもう一つの顔である広報委員長としても、KGA諸活動の中でこれまであまり大きくとりあげてこなかった税対委員会、グリーン委員会の地道な活動を大いにPRしたいと考えております。

小宮山 ありがとうございます。加盟俱楽部の皆さんに、案外私たちの活動が知られていない。KGAはこんな大事な活動をやっているのだ…ということを声を大にしてアピールしていただければと思います。

#### 【資料1】ゴルフ場利用税の歴史

これまで、観覧税、または演劇興業税として、各地方により異なる課税をしていたが、

昭和13年 「支那事変特別税法」として入場税(国税)施行。

ゴルフ場、映画館、演劇場、演芸場、音楽会場、競馬場等興業場の入場者に課税。

昭和23年 地方自治強化策としてその見合い財源として、地方税に移譲。

昭和29年 その後の経済発展の地域的格差の増大により入場税財源の偏在が顕著となったことから再び国税となつたが、その際に一部が娯楽施設利用税と改称されて道府県税として残された。

昭和63年 税制改革により消費税が導入されたことに伴い、平成元年3月31日入場税は廃止。しかし娯楽施設利用税は「ゴルフ場利用税」と改称され、ゴルフ場入場者のみに課税（パチンコ、麻雀荘、ボーリング場等は併課されない）。

#### 【資料2】固定資産税の推移

	(評価替)					(予想)	(予想)
	平成5年	平成6年	平成7年	平成8年	平成16年		
評価額 単価円/m <sup>2</sup>	20.0億(1,050)	99.0億(5,200)	99.0億(5,200)	99.0億(5,200)	評価額の増減なしと仮定する。		
課税標準額 単価円/m <sup>2</sup>	20.0億(1,050)	23.0億(1,208)	24.7億(1,298)	26.5億(1,395)	99.0億(5,200)		
固定資産税額 円	2千8百万	3千2百万	3千5百万	3千7百万	1億4千万		

## 埼玉県／Bゴルフクラブ

	(評価替)	(予想)	(予想)	
平成5年	平成6年	平成7年	平成8年	平成16年
評価額 単価円／m <sup>2</sup>	17.2億(2,000)	94.6億(11,000)	94.6億(11,000)	94.6億(11,000)
課税標準額 単価円／m <sup>2</sup>	17.2億(2,000)	19.8億(2,300)	21.2億(2,473)	22.9億(2,659)
固定資産税額 円	2千4百万	2千7百万	3千万	3千2百万
				1億3千万

## 東京都／Cゴルフクラブ

	(評価替)	(予想)	(予想)	
平成5年	平成6年	平成7年	平成8年	平成16年
評価額 単価円／m <sup>2</sup>	73.3億(11,860)	278.1億(45,000)	278.1億(45,000)	278.1億(45,000)
課税標準額 単価円／m <sup>2</sup>	73.3億(11,860)	80.6億(13,046)	88.7億(14,350)	97.5億(15,785)
固定資産税額 円	1億	1億1千万	1億2千万	1億4千万
				3億9千万

## 【資料3】ゴルフ場の用に供する土地の評価

(1) 都市計画法に規定する市街化区域内及びそれに近接する地域にあるゴルフ場用地の価額は、宅地比準方式で評価する。この評価方法を算式で示すと次のとおりとなる。

$$\text{そのゴルフ場用地が宅地であるとした場合の1m<sup>2</sup>当たりの価額} \times \frac{60}{100} \times \text{地積} \times \begin{cases} \text{そのゴルフ場用地を宅地に造成する場合に通常必要な造成費の1m<sup>2</sup>当たりの価額} & \text{（1）} \\ \text{（2）（1）以外の地域にあるゴルフ場用地の価額は、そのゴルフ場用地の固定資産税評価額に、一定の地域ごとに精通者意見価格等を基として国税局長が定める倍率を乗じて計算した金額によって評価する。} \end{cases}$$

Ⓐの価額の算定は、①そのゴルフ場用地が路線価地域にあるものについてはゴルフ場用地の周囲に付された路線価の距離による加重平均により、②倍率地域にあるものについてはそのゴルフ場の1m<sup>2</sup>当たりの固定資産税評価額に国税局長が定めた倍率を乗じて計算した金額によって評価する。

(2) (1)以外の地域にあるゴルフ場用地の価額は、そのゴルフ場用地の固定資産税評価額に、一定の地域ごとに精通者意見価格等を基として国税局長が定める倍率を乗じて計算した金額によって評価する。

価額に、その土地の面積を乗じて計算した金額によって評価する。

なお、その雑種地の固定資産税評価額に国税局長の定める倍率を乗じて計算した金額によっても評価することができます。

## 【資料4】雑種地の評価

雑種地の評価は、原則として、その雑種地と状況が類似する付近の土地を財産評価基本通達に定めるところにより評価した1平方メートル当たりの価額を基とし、その土地とその雑種地の位置、形状等の条件の差を考慮して評価した

## 税制セミナーのご案内

## ●ゴルフ場に関する税制セミナー

さてこの度、標題セミナーを下記要領にて共催いたしますことになりました。今回は、各都県において重税を課せられております“固定資産税”をメインテーマとしてとりあげます。

ご高承のよう、平成9年に評価替えが行われますが、公平公正なそれをゴルフ界あげて要望いたしたく、先ずは、同税の正しい知識、認識を持つ必要があると考えた次第です。

ご多忙のことと存じますが、皆様ご出席下さいますよう、ご案内申し上げます。

先着410名様をもって締め切ります。お申し込みは、同封のはがきにて5月20日までにお願い致します（定員になり次第、締め切らせていただきますのでご了承下さい）。勝手ながら、お申し込みは各俱楽部2名以内とさせていただきます。

## — 記 —

日 時 平成8年6月7日 午後1～5時（受付は12時30分より）  
場 所 科学技術館／サイエンスホール  
講 師 森田義男氏  
税理士、不動産鑑定士。固定資産税の専門家  
※他にゴルフ場の具体例のレポーターを選任交渉中です。

尚、北海道・東北地区の東日本ゴルフ場支配人会連合会会員の皆様には、この段了承いただいております。

関東ゴルフ連盟 税対策委員会 東日本ゴルフ場支配人会連合会  
委員長／小宮山義孝 代表幹事／松本 秀夫

## 定義「インプレーの球」を変えた波は

3月11日に九段の科学技術館サイエンスホールで開催した「KGAルール講習会」では、1996年ゴルフ規則の変更の解説を中心に、「ニヤレストボイントの決め方」、「指定ドロップ区域について」の説明と、寄せられたご質問について回答いたしました。

その中で、今回の大きな変更点であり、また理解しにくいポイントである定義「インプレーの球」の変更にかかわる部分を重点的に解説いたしましたが、その後もご質問があることと、当日出席できなかつた方のために改めて取り上げることにいたしました。

## 【事例1】

カジュアルウォーターの中に球が入ったのに、プレーヤーがウォーターハザードと勘違いし、容易に回収できた球を回収せず（つまり、球の取り替えが許されない状況なのに）、ウォーターハザード条項に従って、そのカジュアルウォーターの後方9メートルの箇所に別の球をドロップしてプレーした。そのあとでプレーヤーの誤りが判ったが、この場合どのように裁定すべきか。

この事例では、プレーヤーはカジュアルウォーターからの救済処置（適用できる規則）をとらなければならなかったのに、ウォーターハザードに入った場合の処置（適用できない規則）をしたので、昨年までは誤球のプレーとされていました。今回の規則の変更ではどうなるのでしょうか。

ストロークプレーでは、まず、別の球をドロップしプレーしたので、許されていないのに球を取り替えしたことについて2罰打を付加しなければなりません。そして、この状況での適用できる規則で

あるカジュアルウォーターからの処置としては誤所からのプレーになるので、処置違反の2罰打を加えなければなりません。つまり、合計4罰打を付加することになります。

ゴルフでは、ティインググラウンドから打ち出した球でホールアウトできればいいのですが、その球を紛失したり、OBになったり、ウォーターハザードに入って回収できなかったりその他いろいろなことが起きた場合に、どのようにしたらよいかを規則で決めています。その場合、球を取り替えることが許されるときと許されないときがあり、それも規則で決めています。この事例では許されていないのに球を取り替えたので、規則に違反しますが、プレーする前であれば、カジュアルウォーターの中の球を回収し、改めて、無罰でカジュアルウォーターからの救済地点にその球をドロップすることができます。

マッチプレーでは、許されていないのに取り替えた球を誤所からプレーした時点でそのホールの負になります。

（規則／15-1、20-6、20-7a,b、25-1b (i)）

## USGAコース・レーティングセミナー報告

## 【事例2】

プレーヤー2人が同じブランドの同じ番号の球を使っていたことが判り、プレー中にその1人が自分の球を拾い上げ、取り替えた別の球でホールアウトしたが、このようなことは許されるのだろうか。

同じ球では識別しにくいからという理由でプレーヤーがインプレーの球を拾い上げることも、別の球に取り替えることもゴルフ規則では許していません。昨年までは誤球のプレーでしたが、変更によって、ストロークプレーでは許されていない球の取り替えに対する2罰打付加に加えて、インプレーの球を拾い上げたことで1罰打、合計3罰打を付加しなければなりません。また、取り替えた球をプレーする前に気が付いて、拾い上げた球をリプレースすれば、1罰打の付加だけです。なお、拾い上げた球のあった箇所に別の球をプレースしたので、正しくはリプレースではありませんが、球を取り替えたことで2罰打を付加していることと、拾い上げた箇所にプレースしていることから、リプレースしなかった場合の2罰打付加とはしません。

マッチプレーでは取り替えることを許されていない別の球をプレーしたことで、そのホールの負になります。

(規則／15-1、18-2a、20-6)

## 【事例3】

少し球を捜したが見つからないので、プレーヤーはウォーターハザードに入ったものと勝手にきめて、ハ

ザードの後方に別の球をドロップしてプレーした。その後で初めの球がハザードを越えたところで見つかったが、まだ球を捜し始めてから5分は経っていないかった。この場合どのようにしたらよいか。

ウォーターハザードの方向に球が飛んでいても、その球がウォーターハザードの中に入ったのか、それともその付近のラフの中に止まったのか、離れたところからはなかなか判りません。そこで、球がウォーターハザードの中で紛失したものとみなすには、有力な証拠が必要です。誰が見ても容易に判断できる地形や状況もあれば、その周囲が深いラフであるときは、近くで球が入るのを見ないかぎり簡単に入ったものとすることはできません。遠くから水しぶきが上がるのが見えたとしても、ハザードを越えて向こうに出ているかも知れません。ゴルフ規則では、その有力な証拠を「合理的な立証」と言いますが、その証拠がない場合はハザード外で紛失したものとしなければなりません。

さて、この事例では、プレーヤーがウォーターハザードに入ったものと勝手にきめていますが、これは認められません。「合理的な立証」がないので紛失球として処置するのが正しかったのに、適用できない規則であるウォーターハザード条項を適用したので、ドロップした球をプレーすれば、昨年までは誤球のプレーでした。しかし、今回の変更では別の球をドロップした時点でその球がインプレーになります。同時に初めの球は紛失球になりますから、捜し始めてから5分以内に初めの球がウォーターハザード外で見つかっても、またそ

のウォーターハザードの中で発見されても同様に、もはや紛失球になってしまっている訳です。ですから、見つかった球をプレーすれば誤球のプレーですし、またウォーターハザードの中に入っていたのだからウォーターハザード条項による処置が正しいとすることもできません。これは、「合理的な立証」がないのに修理地内で紛失したものとしたり、カラスがくわえていたものと勝手にきめた場合も同じです。

初めの球が紛失球になるとすると、その球を最後にプレーした所から、1罰打付加して、球をプレーするのが正しい処置です。従って、別の球をドロップした所は誤所で、プレーする前であれば、その球を拾い上げて正しい処置をとることができますが、プレーしてしまうと、ストロークプレーでは紛失球の1罰打に加えて、誤所からプレーしたことで紛失球条項違反の2罰打を追加し、合計3罰打を付加しなければなりません。

なお、この事例は事例1や事例2と異なり、適用する紛失球条項は球の取り替えを許していますから、許されていないときに別の球に取り替えた場合の2罰打付加は求められません。

マッチプレーでは、誤所からプレーした時点でのホールの負になります。

さて、この事例3で、初めの球をティインググラウンドからプレーし、そのウォーターハザードが約200ヤード前方にあったとします。そして競技者が上記の処置をとってプレーしたとすると、その競技者は約200ヤードも距離を得したことになります。これは誤所からのプレーの「重大な違反」ですから、この場合は誤りの訂正をしないと競技失格になります。

誤所からのプレーの「重大な違反」とは、競技

者が誤所からプレーしたことによって、このような距離の利益を得たり、難度の高いプレーを求める状況であったのに容易なプレーになるようなプレー上の利益を得たりした場合に、委員会が判断するものです。

競技者は「重大な違反」になるおそれがあると思った場合は、次のティインググラウンドからストロークする前であれば、正しい処置—この場合は、ティインググラウンドから第2の球をプレーしホールアウトすることを宣言することができます。そしてスコアカードを提出する前に、そのことを委員会に報告し、裁定を受けなければなりません。報告しないで勝手に罰打を付加してスコアカードを提出すると競技失格になります。委員会によって「重大な違反」と裁定された場合は、第2の球でのスコアが採用されて、競技者は2罰打を付加してそのホールのスコアとします。この「重大な違反」の誤りの訂正是大事なことですから、正しい処置ができるようしてください。

(規則／20-4、20-6、20-7a,b、27-1)

この3つの事例は、今回「インプレーの球」にかかる規則が変更されたために改訂された裁定を平易に解説したのですが、関連の改訂裁定は、15／6.5、25-1b／13、25-1c／2、26-1／3、26-1／4、27-1／2.5 の6裁定ですので、裁定集を繰り返し読んで実際的に理解していただきたいと思います。

ここで誤球について触れておきますが、今回の規則の変更は、自己のインプレーの球に代えて取り替えた別の球を、その取り替えが正しい規則（適

# 『USGAコース・レーティングセミナー報告』

レポート：中谷博彦（KGAコース・レート担当）



刻からは日本とインドネシアのゴルフ事情や、コース・レートの査定方法などの情報交換、次日からのセミナーへ備えて細かい打ち合わせ等を行いました。

## —2月8日(木)—

いよいよセミナー開講。午前9時、インドネシアゴルフ協会の代表者と、今回のセミナーの講師を務めたディーン・クース氏（USGA Hdcp副委員長）のあいさつに続き、10時頃から約2時間30分にわたり、「USGAハンディキャップシステム」、「コース・レーティング」について講義が行われました。

私が日本を発ったのは2月6日(火)の朝でした。ジャカルタの気温を考えて夏物の洋服を着て震えながら家を出たのですが、約8時間後には真夏のインドネシアのスカルノ・ハッタ国際空港に到着、もう夕方だというのに気温は30℃近く、湿度も80%くらいはあったでしょう。おまけにこの時期(2月上旬)のインドネシアは雨季の真っ盛り、日本では体験できない蒸し暑さでした。

## —2月7日(水)—

翌日は、インドネシアでのお世話をお願いした阿部武氏（ジャカルタ在住）と一緒に今回のセミナーで査定の実習が行われるコースのひとつ「ボンドック・インダゴルフクラブ」をラウンド、夕

用できる規則）によって行われても間違った規則（適用できない規則）によって行われても、また取り替えが許されていてもいなくても関係なく、インプレーの球とすることにしたもので、他のプレイヤーの球、持主のない球、また自分の球でも拾い上げられてインプレーの状態を中断していたり、

OBになってインプレーの状態でなくなっている球をプレーすれば誤球のプレーになります。この点は従来通りで何ら変わっていません。

それでは、ここで球の取り替えを整理すると次のようになります。

球の取り替え 処置	適用できる規則が 許しているとき	適用できる規則が 許していないとき
適用できる規則 に基づいた場合	インプレーの球	'88～ インプレーの球
適用できない規則 に基づいた場合	~ '95 誤球 / '96 インプレーの球	~ '95 誤球 / '96 インプレーの球

↓

球の取り替えについては  
無罰

球の取り替えについては  
SP 2罰打  
MP そのホールの負

この図で注意していただくことは、適用できない規則（間違った規則）によって処置した場合に球の取り替えを許しているかいないかは、その状況で適用できる規則（正しい規則）によって考えるということです。許しているときは球の取り替えについては無罰ですが、許していないときは上の罰を受けることになります。

今回の変更は1988年の変更の延長線上にあり、1987年までの「インプレーの球」の概念を変え、ゴルフ規則第1条第1項の基となるゴルフゲームの大原則を歪めるものとして、JGAはこれまで反対の意向をR&Aに表明してきました。

数百年に亘るゴルフの歴史の中で、規則もこの

ような試行を繰り返して来た訳で、今回の変更が果してその意図する競技失格者の救済になるのかどうか疑問です。誤球のプレーを訂正しなかった競技失格者を救う変更が、誤所からのプレーの「重大な違反」の訂正を怠った競技失格者を生むことになるのを懸念します。また、その訂正のプレーによって競技の進行が影響を受けることも考えておかなければなりません。そのためにも、プレイヤーとしてまた競技の管理運営を担当する者として、今回の変更を充分理解し、正しい規則の適用によって問題の発生を回避していただきたいと思います。

文責 KGA競技委員  
JGA規則及びアマチュア資格審査委員 田村圭司



# 『チビッ子ゴルファーの春の祭典』

写真／片山晴美(KGA広報委員)

春まだ浅き3月、恒例のKGA春季ジュニア・ゴルフスクールが8会場で開かれた。今回は、佐倉カントリー俱乐部(千葉)の「親子スクール」を写真でレポートしよう。



▲参加者は親子53組(106名)、年齢はバラバラ。姉妹のような親子からお孫さん同様の親子アベア。まずは8時より開校式



►練習は子ども優先。親は後方で熱心に見学



▲背丈の低いジュニアにとって、パンカースは全部アリソン。飛び上がって球の寄り具合を確かめる



◀お母さんといっしょにスタートへ向かう。バッグはランドセルを担ぐよう両肩で

▼スタート前にスイングチェック。笑顔が絶えない



►親はフルセットのセリフなので“子どもの影を踏まず”後からついて行く



◀「プロはこう教えてる」と、親子で復習

▲年齢がまちまちなのでプロもコーチするのが一苦労

▼初心者の女子には特訓

▲ジュニアはのみこみが早い。すぐに見事なフォームとなる

▲親子でアドレスを再チェックしてスタート

●平成7年度・平成8年度／春季ジュニア・ゴルフスクール実績表

開催日	俱楽部		定員	申込人数	欠員(内無届)	参加者	委員	男子プロ	女子プロ
	我孫子	H7							
1 3月25日(月)	我孫子	18H	150	122	20	102	8	12	3
	我孫子	18H	150	139	16	123	10	12	2
2 3月25日(月)	桜ヶ丘	18H	150	172	15	157	13	11	2
	桜ヶ丘	18H	150	95	10	85	13	10	2
3 3月29日(金)	ノーザン錦	9H	250	96	14	82	20	12	2
	ノーザン錦	9H	150	79	9	70	9	12	1
4 4月1日(月)	茨城	18H	150	89	8	81	14	10	—
	茨城	18H	150	97	10	87	10	10	2
5 4月2日(火)	東京国際	18H	150	130					—雪の為中止—
	東京国際	18H	150	99	6	93	11	11	2
6 4月2日(火)	若洲	18H	150	124	11	113	13	12	2
	若洲	18H	150	137	11	126	15	15	2
7 4月3日(水)	セントラルゴルフ	18H	150	121	17	104	1	11	—
	セントラルゴルフ	18H	150	106	10	96	1	12	—
8 4月1日(月)	佐倉(娘)	18H	150	164	子9親10	145	9	16	3
	佐倉(娘)	18H	110	110	子2親2	106	5	12	2
合計				H7	1,300	1,018	104	784	78
				H8	1,160	862	76	786	94
							74	13	



## 新規加盟倶楽部紹介

## 菅平高原カントリー倶楽部



1. 倶楽部名 菅平高原カントリー倶楽部  
住 所 長野県小県郡真田町大字長  
1223-3307

2. 開場年月日 昭和40年8月30日

3. 理事長 西澤盛永 (T.14.11.19)

俱楽部代表者 西澤盛永・赤羽 功

4. 倶楽部分科委員長 滝澤不二夫

5. 支配人 山岸広紀 (S.23.4.2.)

6. 倶楽部概要

戦前よりスキーのメッカとして知られた菅平高原は、上信越高原国立公園内に位置し、厳しい規制の中、より環境に意をはらい、いかに自然を生かすかに留意し、特に厳しい自然条件を克服、30余年の研鑽と歴史を積み重ねてまいりました。

1998年長野県で冬季オリンピックが開催される関係で、高速道、新幹線工事が急ピッチで進んでおりました。東京から関越自動車道を経て、上信越自動車道小諸I.Cで降り、浅間サンライン、旧菅平有料道路、国道406号を経由コースへ。(約60分) 小諸I.C—更埴JC間は平成8年秋開通予定で、上田I.Cが利用できるようになれば約30分となります。

関西、中京方面からは、中央自動車道で更埴JCから上信越自動車道、須坂長野東I.Cで降り、国道406号を通り約25分です。

JR利用の場合は、信越線上田駅、中央線長野駅から、ともにタクシーで約40分です。

コースは、標高1,400mの高原地帯にあり、国立公園法の規制による問題もありましたが、自然のままを念頭に造成されたもので、適度なアンジェレーションのある広大なコースには、樹齢何百年も経た、シナノキ、カシワ、ナラ、高原を象徴す

る、シラカバ、カラマツ等でセパレートされ、フェアウェーは広く、各ホールともO・Bの心配はほとんどなく、思いきったショットが楽しめます。グリーンはペントの1グリーンで大きく、アン杰レーションがきついうえ、順芽、逆芽では想像以上に速さが違うので、攻略に興味をそそられることでしょう。No.11ホールの中央部には真田町指定の天然記念物「シナノキ」の大木がそびえ立つのも景観の一つであるといえましょう。

平成5年新築成了クラブハウスは、延面積約3,670m<sup>2</sup>、国立公園の景観にマッチするよう設計されたスケールの大きい、風格のある建物となっております。眼前に根子（ネコ）岳（2,270m）、四阿（アヅマヤ）山（2,354m）、を仰ぎ見、西方向には、左から乗鞍（3,026m）、奥穂（3,190m）、槍（3,180m）、鹿島槍（2,889m）等、天候によっては近くに、遠くにアルプス連峰を一望できる大パノラマ図が展開されます。

大自然に恵まれた菅平高原は、春／新緑、夏／清涼、秋／紅葉、冬／スキー（菅平奥ダボスキーリー場併営）と四季おりおりの恵みを満喫することができます。

## ヴェルデ佐野カントリー倶楽部



1. 倶楽部名 ヴェルデ佐野カントリー倶楽部

住 所 栃木県安蘇郡田沼町岩崎1616

電 話 ☎ 0283-62-5711

2. 開場年月日 平成6年10月21日

3. 理事長 北村恒夫 (T.13.8.23)

4. 倶楽部分科委員長

コース委員長 柳内正基

競技委員長 湯浅慎一郎

## ハンディキャップ委員長 岩城忠男

5. 支配人 茂木邦興 (S.16.7.15)

6. 倶楽部概要

東京から車で東北自動車道を利用し、川口JCTから55km程走り佐野・藤岡I.Cで降りる。佐野方面に出て、佐野市街を通り抜け、自然豊かな田沼町に入り、上町西交差点を過ぎ案内に従って左折し、道なりに13kmでコースへ。緩やかにカーブする進入路を登るとオレンジ色したスペイン瓦のクラブハウスのエントランスが新しい一日を予感させてくれます。

碎石・骨材のトップメーカーである飯田建材工業(株)本社・東京が永年の夢であった採石跡地を“水と緑”をテーマに蘇らせ、一昨年秋に完成したのがヴェルデ佐野カントリー倶楽部です。

日本のコース設計の第一人者、大久保昌氏の設計理念が自然の地形に随所に活かされ、景観美に満ちた緩やかな南斜面に広がるフラットな18ホール・BT6,948ヤード・パー72のコースレイアウトとなっています。

大小5つの池や、多くのマウンドが巧みに配置され、さらに微妙なペントグリーンのアン杰レーションが、定評あるグリーンの速さと相まってプレイヤーの方々に、存分に楽しんでいただけます。

アウトコースでコースに慣れ、インコースでは戦略性をもって果敢に挑戦し、アベレージゴルフ

アから上級者まで、それぞれの醍醐味を味わうことができます。

8番・418ヤードの緩やかな打ち上げのミドルホールは、ティグランドに立つと正面の美しい三床山と、グリーン手前の右側の巨石灰石群が見える景観は、17番・219ヤード・パー3の長い名物ホールと共に印象深いホールとなっています。

松田平田設計のデザインによるクラブハウスは“水と緑と岩”の景観に融合した南欧風の瀟洒なスタイルで明るい雰囲気に包まれています。建物の中にパテオ（中庭）があり滝と流れが巡らされています。

ロッカールーム・浴室・レストラン等の各施設はゆとりと使い易さを重視した造りとなっています。

特にレストラン客席からの眺望が素晴らしい、眼下には、9番・18番のグリーンとフェアウェイの緑が広大な池の水面に映え、美しいハーモニーを醸し出しており、正面からは田沼・佐野市街を一望することができ、右側後方の三床山から彦間・足利まで従走する足尾山系の山々、左側の葛生から唐沢山に続く尾根の美しい景色が一大パノラマとなってプレーの後の寛ぎ、語らいに最高の時間を提供いたします。

プレーにお見えになったお客様が今日一日楽しむ過ごしていただけるよう、倶楽部ライフの原点を追い求めていきたいと願っています。

## 「関東ゴルフ連盟60年史」

連盟結成60周年を記念して刊行しました。全加盟倶楽部にお届けしておりますのでご覧ください。ご希望の方には1冊5,000円（送料含）でお分けいたします。

## 【主な内容】

- 創立から半世紀50年の歩み
- 創立60周年半世紀からの10年
- 主催競技詳報
- 主催競技完全データ
- KGAきのう・今日・あした

## 【体裁】

- A4変型／340頁／化粧箱入り



## KGA特信

「関東オープン」が大きく変わります。

### ■マンデートーナメントを行います。

ツアーフジ出場資格を有するプロは、全国に1,004名おります。(東日本地区は550名)その内、関東オープンに出場できるのは、毎年80名でした。マネーランキングの上位からしづら込んでいくわけですが、若手の有望プロにとっては狭き門でした。そこで、全地区オープンの縮切り後、出場できなかった全プロに、マンデートーナメント参加をよびかけます。

開催日 8月27日(火)

会場 フォレストゴルフクラブ／西コース

参加人員 プロ120名・アマ40名

賞金 総額200万円(優勝賞金100万円)

本選出場 プロ20名・アマ4名

申込締切 8月19日(月)

開催要項は上記のとおりですが、アマチュアは開催県の新潟県加盟倶楽部会員としました。

また、新潟県ゴルフ連盟は、マンデーのための予選競技を開催し、40名を抜抜することになりました。

### 「G-sys」の機能をグレードアップしました。

JGAのハンディキャップの全国統一基準をはさすため、KGAは「G-sys」(JGA Hdcp対応専用パソコン)を開発しましたが、加盟倶楽部からの要望にこたえ、次の機能を追加しました。

#### ●競技成績作成機能として

①カウントバック

②マッチングカード (KGA杯／アンダーハンディキャップ競技はこの方式で行なっております)の機能を入れましたので、倶楽部競技の順位決定が、公正に素早くできることになりました。

#### ③新ベニア計算機能

プラコンに使用できます。

#### ④組合せ作成機能

予選、決勝を行なう競技の組み合せを成績順に決める際に使用できます。

このように、「G-sys」は、貴倶楽部の来場者サービスに大いに活用いただけるようになりました。

資料請求、お問い合わせは、KGA事務局にご連絡下さい。

### KGA杯 アンダーハンディキャップ競技の日程、会場が決まりました。

決 勝／11月1日(金)・習志野カントリークラブ(千葉)

予 選／申込締切日・7月26日(金)

今年度より予選出場人数が

Aクラス(～12) 5

Bクラス(13～24) 5

女 子(～24) 3

となります。選任方法は各倶楽部に一任します。詳細な実施規定は近々におとどけします。

### ■平成8年度アンダーハンディ予選 ■

新潟	新潟ゴルフ倶楽部	10/1(火)	千葉②	香取カントリークラブ	10/1(火)
長野	長野カントリークラブ	9/27(金)	東京	GMG八王子ゴルフ場	10/7(月)
山梨	カントリークラブグリーンバレイ	10/3(木)	神奈川	大厚木カントリー倶楽部	9/30(月)
群馬	高山ゴルフ倶楽部	10/3(木)	静岡	愛鷹シックスハンドレッドクラブ	9/30(月)
栃木	唐沢ゴルフ倶楽部三好コース	10/7(月)	個人会員	江戸崎カントリー倶楽部	10/4(金)
茨城	江戸崎カントリー倶楽部	10/4(金)			
埼玉	川越カントリークラブ	10/4(金)			
千葉①	鳳琳カントリー倶楽部	9/30(月)	決 勝	習志野カントリークラブ	11/1(金)

## 総会・常務理事会・理事会・分科委員会

### —討議及び決議事項—

1. 平成8年度分科委員長選任の件  
選任方法について諸ったところ、理事長一任となり次回の諸氏を指名、これを承認した。

総務委員長 中井 文治  
財務委員長 松浦 均  
競技委員長 尾閔 秀夫  
ハンディキャップ委員長 渡邊満之助  
コース・レート委員長 新井 安寿  
月例競技委員長 斎藤文志郎  
ジュニア育成委員長 紅露 昭通  
広報委員長 内田 盛雄  
税対策委員長 小宮山義孝  
グリーン委員長 古賀 始  
コース選定委員長 尾閔 秀夫  
体協部会委員長 内田 盛雄

議長の指名により、佐藤事務局長次記報告を行い承認された。

「8年度事業計画、および予算は、JGA理事会において承認され、すでに加盟倶楽部に送付済である。7年度事業報告、ならびに決算については、平成8年2月28日開催されるJGA理事会において審議承認される予定である。」

以上をもって、総会の議事を終了、細川議長11時20分閉会を宣した。

平成8年2月20日

議事録確認署名者

副理事長 中井 文治 (印)  
常務理事 斎藤文志郎 (印)  
理事 高橋 正孝 (印)  
監事 岩本 勇 (印)

### —討議及び決議事項—

#### 第1号議案

「平成7年度事業報告、ならびに一般会計・特別会計決算の承認を求める件」

細川議長より事業報告、ならびに佐藤事務局長より決算報告、岩本監事より、監査報告があり、原案どおり承認された。

#### 第2号議案

「平成8年度事業計画、ならびに一般会計・特別会計予算案の承認を求める件」

議長の指名により中井副理事長より予算編成の基本方針を説明、佐藤事務局長具体案を説明、原案どおり承認された。

#### 第3号議案

「規約改正(準会員細則)の件」

議長の指名により中井副理事長より、規約の一部を改正し、準会員制度設置に伴う、「準会員細則」の提案、ならびに基本方針を説明、佐藤事務局長「細則案」を読み上げ、原案どおり承認された。

#### 第4号議案

「(財)日本ゴルフ協会平成7年度事業報告、および決算報告、ならびに平成8年度事業計画、および予算に関する件」

### 平成8年度 第1回理事会 議事録

日 時 平成8年2月20日(火)

12時40分

場 所 ホテルニューオータニ

アリエスの間

出席者 細川理事長、中井、古賀、松浦各副理事長

相山、津井、福田、小宮山、前川、尾閔、斎藤、滝沢、玉井、田中、内田、渡邊各常務理事

赤羽、新井、海老原、萩倉、平山、広中、人見、堀、飯豊、伊藤、磐田、河西、紅露、小山、楠本、桑原、前田、森村、諸岡、南学、太田、篠崎、鈴木、高橋(正)、塚本、横山、吉岡、吉澤各理事

岩本監事

細川理事長議長を務め、12時40分開会を宣した。討議に先立ち、中井文治、斎藤文志郎、高橋正孝の3氏を議事録確認署名者に指名した。

2. 平成8年度分科委員選任の件  
選任方法について諸ったところ、理事長、副理事長、各委員長に一任することを承認した。

上記決定に伴い、理事会閉会後ただちに委員長会議を開催し、委員を選任し、名簿は加盟倶楽部に後送することとした。

3. (財)日本ゴルフ協会、  
平成8年度分科委員候補選任の件  
選任方法について諸ったところ、理事長、副理事長に一任することとなり候補者名簿を作成し、2月28日のJGA理事会に提出することとした。

4. 各都県アマチュアゴルフ団体(体協)、及び団体に関する件  
標題の件について、中井副理事長より、去る2月8日開催されたJGA総務委員会の報告、説明(後記・体協委員会体制について)がなされ、これを確認した。

5. 後援競技の件  
2月20日現在後援申請のあった次記競技について、これを承認した。

# 総会・常務理事会・理事会・分科委員会

## ●第8回埼玉県ダブルスゴルフ選手権大会

主 催：埼玉新聞社

開催日：平成8年3月26日

会 場：越生ゴルフクラブ

## ●第5回埼玉県ゴルフ選手権大会

主 催：埼玉県ゴルフ協会

予選日：平成8年3月22日他

会 場：森林公園ゴルフ俱楽部  
他1会場

決勝日：平成8年5月30日

会 場：美里ゴルフ俱楽部

## ●第6回埼玉県ジュニア・ゴルフ選手権大会

主 催：埼玉新聞社

開催日：平成8年5月13日

会 場：ノーザンカントリークラブ  
錦ヶ原ゴルフ場

## ●第13回埼玉県ミドルゴルフ選手権大会

主 催：埼玉新聞社

予選日：平成8年5月17日他

会 場：大宮国際カントリークラブ  
他1会場

決勝日：平成8年6月18日

会 場：岡部チサンカントリークラブ

## ●第10回埼玉県シニアゴルフ選手権大会

主 催：埼玉新聞社

開催日：平成8年5月17日

会 場：大宮国際カントリークラブ

## ●第13回埼玉県女子アマチュアゴルフ選手権大会

主 催：埼玉新聞社

開催日：平成8年6月10日

会 場：高麗川カントリークラブ

## ●第18回埼玉県アマチュアゴルフ選手権大会

主 催：埼玉新聞社

予選日：平成8年7月15日他

会 場：鴻巣カントリークラブ  
他6会場

準決勝：平成8年9月9日他

会 場：高麗川カントリークラブ  
他1会場

決勝日：平成8年10月7日、8日

会 場：岡部チサンカントリークラブ

## ●NISSAN CUP 第25回栃木オーブンゴルフ選手権大会

主 催：下野新聞社

開催日：平成8年8月9日、10日  
会 場：塙原カントリークラブ

## ●第11回群馬県知事・議長杯（兼：群馬県オープンゴルフ選手権予選）

主 催：群馬県ゴルフ連盟、  
上毛新聞社

予選日：平成8年4月18日他

会 場：玉村ゴルフ場 他2会場  
決勝日：平成8年6月27日

会 場：新玉村ゴルフ場

以上をもって、議題審議を終了し、13時30分細川議長閉会を宣した。

平成8年2月20日

議事録確認署名者

署名者 中井 文治 (印)

斎藤文志郎 (印)

高橋 正孝 (印)

## 第1回競技委員会議事録

日 時 平成8年3月8日(金) 正午

場 所 ダイヤモンドホテル 会議室

出席者 尾関秀夫委員長、平山誠一、新井安寿、山田八郎各副委員長

安藤 功、平田成二、発知洋一、本多隆将、市川一夫、伊賀元、飯塚賢治、亀井道夫、

上辻孝雄、金久保凱貞、片倉和三、小池尚、国吉敏夫、三石明、本吉正彦、中村俊治、

中沢伊久男、西村精治、野口正三、野本俊夫、沼澤英治、

荻島富雄、大久保幸次、大島義治、織戸總三郎、戸内新一郎、鶴谷龍太郎、島村龍男、

塙田長久、高橋一雄、竹下修一、田村圭司、田辺嘉一、田中克幸、魚本司朗、渡辺章、

山部豊、山田武男、山田保太郎、山本和夫、山崎博靖、山崎滋男、矢野隆男、吉野統治

各委員

## 河西幹一顧問

### —討議及び決議事項—

開会に先立ち、全委員の紹介がなされた。

#### 1. 今年度活動方針について

尾関委員長より次記活動方針が示され、これを全員確認した。

「現在、KGAは64開場、延べ73日におよぶ競技を主催している。また、JGAが財団法人となり日本体育協会に復帰したことにより、いわゆる体協会員の競技参加が問題となっている。この問題に地区連盟がどうかわかるか、JGAと協議を進めているが、いずれにしてもスポーツ競技団体として、競技数は増えることになる。諸氏の倍旧のご協力をお願いする。」

#### 2. 副委員長、バイスキャップ、および班編成について

2月22日の委員長会議の議決に従い、委員長より次記の諸氏が、今年度副委員長及びバイスキャップとして、指名委嘱され、全員これを承認した。また、班編成についても昨年同様3班構成とし、各委員の所属班が指示され、これを承認した。

第一班／平山誠一副委員長、野本俊夫バイスキャップ、

第二班／新井安寿副委員長、市川一夫バイスキャップ、

第三班／山田八郎副委員長、織戸總三郎バイスキャップ、

#### 3. 各競技、競技委員長、副委員長、担当班について

事務局長より机上配布資料をもとに詳細な説明がなされ、全員これを承認した。

#### 4. 連盟主催競技実施規定について

事務局長より机上配布資料をもとに

詳細な説明がなされ、関東アマチュアゴルフ選手権競技、関東女子ゴルフ選手権競技、関東俱楽部対抗競技、関東グランドシニア競技、について、原案どうり承認した。

#### 5. 競技管理基準、ローカルルール原案について

事務局長より机上配布資料をもとに詳細な説明がなされ、全員これを承認した。

#### 6. アンダーハンディキャップ競技について

事務局長より机上配布資料をもとに昨年度の報告、ならびに今年度実施規定について詳細な説明がなされ、全員これを確認した。

#### 7. 関東オープン競技開催方式について

尾関委員長、事務局長より机上配布資料をもとに、関東オープンマンデーの開催、ならびに開催方式等について詳細な説明がなされ、全員これを承認した。

#### 8. 関東アマへの後援競技シード選手の見直しについて

事務局長より次記提案がなされ、全員これを承認した。

「現在、関東アマに出場できる後援競技からのシード選手は、延べ55名になる。他に、学連、ジュニアからの参加者、今後の体協会員の競技参加を考えると、加盟俱楽部会員の参加資格と照合して矛盾のないように整備しなければならない。したがって、上記のいわゆるノンメンバーのJGA Hdcp、競技参加資格等を抜本的に検討する必要がある。今後の課題としたい。」

#### 9. ルールの改訂について

田村ルーリング担当委員より1996年の新裁定、改訂裁定および撤回裁定について机上配布資料をもとに詳細

な説明がなされ、活発な質疑応答がなされた。

また、今年度は4年に1度の大改訂の年にあたるため、説明会を機会あるごとに数多く開催し、その周知徹底に努めることを確認した。

## 平成8年度第1回ハンディキャップ委員会議事録

日 時 平成8年3月15日(金) 正午

場 所 ダイヤモンドホテル

プラザビル202

出席者 渡邊委員長、原田、宮元、成宮各副委員長、

斎藤、平山、藤原、福田、伏見、濱崎、飯沼、今井、鶴川、

亀田、加藤、小林、永田、田原、佃、白井、八木、山田、山口各委員

福田顧問

### —討議及び決議事項—

討議に先立ち、渡邊委員長より8年度委員については現委員は全員留任、新委員として藤原、飯沼、小林各氏が新任された事が発表された。引き続き、佐藤事務局長より、全委員の紹介がなされた。

#### 1. 今年度連盟及び委員会活動方針

渡邊委員長より、今年度事業計画について机上資料をもとに詳細な説明がなされ、全員これを確認した。

#### ●副委員長、県別班長及び班編成について

渡邊委員長より、次記の諸氏が指名委嘱され、これを確認した。

原田英正(1班)、大原慎二(2班)

成宮秋良(3班)、宮元昭雄(4班)

尚、3班については原延璋氏が療養中の為、成宮秋良氏が副委員長とし

て選任された。班編成については昨年同様、4副委員長、4ブロック制で活動、渡邊委員長並びに福田顧問はそれぞれのブロック別活動に適宜協力する事を確認した。

#### 2. 体協会員のHdcpについて

本年度より、当委員会の新たな職務となる体協会員のHdcp取得について渡邊委員長より説明がなされた。

「現在、各団体の会員数が不明であるが、いずれにしてもかなりの数になる事が予想される。査定には「G-sys」の設置を前提条件として進めて行きたい。詳細については新設の体協部会、体協委員会との打ち合わせによって決定したい。」

#### 3. 「G-sys」の普及について

本年度より準会員登録が出来る事になったゴルフ場所属のゴルファーに対する査定問題、体協会員の査定問題等を考慮し、加盟俱楽部への「G-sys」の普及、推進に最大限の努力をしていきたいとの説明がなされた。

尚、方法として、理事俱楽部、委員選出俱楽部への導入推進、県別支配人会との協議において推進を計っていく事を確認した。

#### 4. その他

①平成8年度アンダーハンディキャップ競技について  
机上資料を基に、佐藤事務局長より詳細な説明がなされた。

「参加選手からの評判も大変よく、大会は成功的うちに終了する事ができたが、事務的にはPR面での不徹底から一部誤解が生じたり、理解が得られず、参加人数に直接影響が出る等、反省点があったのも事実であり、今年度はその点を踏まえて準備にあたっていきたい」との説明がなされた。

# 総会・常務理事会・理事会・分科委員会

②ジュニア会員のハンディキャップについて  
渡邊委員長より、JGAジュニア会員のHdcp取得についての説明がなされた。査定にはKGA事務局内の「G-sys」で対応している、詳細についてはKGAジュニア委員会との打ち合わせで進めて行きたいとの説明がなされた。

③関東学生ゴルフ連盟に所属する学生のハンディキャップについて  
渡邊委員長より、関東学生ゴルフ連盟に所属する学生のHdcp取得についての説明がなされた。連盟主催競技申し込みの際、参考資料として過去の競技成績を提出させているが、今後はJGAハンディキャップの取得を義務付けるようにしていきたいとの説明がなされた。査定には学連事務局内への「G-sys」導入設置を前提条件とする。詳細については関東学生ゴルフ連盟理事会、事務局との打ち合わせにより決定したい。

④関東高等学校ゴルフ連盟に所属する高校生のハンディキャップについて  
渡邊委員長より、関東高等学校ゴルフ連盟に所属する高校生のHdcp取得についての説明がなされた。査定には高ゴ連事務局内への「G-sys」導入設置を前提条件とする。詳細については高ゴ連理事会、事務局との打ち合わせにより決定したい。

これらジュニア、学生ゴルファーはスクラッチ競技主体の競技活動の為、短い学生期間の中での普及はこれまで難しかったが、早くからHdcpに馴染ませる為にも、この問題については早急に対応していきたいとの説明がなされた。また、福田顧問より、競技委員会副委員長である、山

田委員に対して、この問題について、競技委員会で早急に検討してもらいたいとの要請がなされた。

## 平成8年度第1回コース・レート 委員会議事録

日 時 平成8年3月12日(火) 正午  
場 所 KGA会議室  
出席者 新井委員長、北村・岡田副委員長  
平本、市川、生田、前川、松岡、内藤、中野、大久保、佐久間、和田、吉田各委員  
福田顧問

### —討議及び決議事項—

開会に先立ち、新井委員長のあいさつがなされ、順次議題審議をおこなった。

#### 1. 副委員長選任の件

2月22日の委員長会議の議決に従い、新井委員長より北村昭夫、岡田光正委員を昨年に引き続き、平成8年度副委員長に指名委嘱、全員これを承認した。

#### 2. 3月12日現在申請中のプレジデント

カントリー倶楽部以下5倶楽部について、査定日を以下のように決定した。  
プレジデントカントリー倶楽部 4月15日(月)  
新水戸カントリークラブ 4月23日(火)  
紫雲ゴルフ倶楽部 5月28日(火)  
埼玉ゴルフクラブ 6月18日(火)  
御殿場ゴルフ倶楽部 7月26日(金)

3. コース・レート新査定料金について  
新井委員長より新料金体制について、詳細な説明がなされ、全委員これを承認した。

#### 4. USGAコース・レーティング講習会報告について

吉田委員より、さる2月8日より10日

までの3日間、インドネシア・ジャカルタで行われた、USGAコース・レーティング講習会について詳細な説明がなされたのち、各委員活発な意見交換がなされた。その後、新井委員長より、当委員会としてもこのような勉強の機会があれば、今後も積極的に参加する方針である旨の方針が示され、全委員これを承認した。また、今年度の査定についても、コース・レーティングに占める、「距離」と「難易度」の数値の比重の問題等、検討事項はあるが、從来どうりJGAの方針どおり査定を行うことを確認した。

## 平成7年度第11回月例競技 委員会議事録

日 時 平成7年3月18日(月)  
12時30分  
場 所 KGA会議室  
出席者 斎藤委員長、山崎副委員長  
平山、市川、小池、松井、額賀、岡野、桜井、鷗田各委員  
学生連盟委員

### —討議及び決議事項—

#### 1. 8年度活動方針

斎藤委員長より7年度競技総括並びに今年度活動方針が示された。  
「諸氏のご協力、ご尽力によって平成7年度の月例競技を無事終了することができた。プレーの迅速化、エチケット、マナー面等においては、まだ改善の余地を残すが、今後もミーティング時等、適宜指導にあたっていきたい。」

今年度も有意義な研修会となる様、委員諸氏のより一層のご協力を願いしたい。

また、8年度委員については全員留任されたことが報告され、これを確認した。

#### 2. 3月度競技報告及び総括

山崎副委員長より下記の報告及び総括がなされた。

「今年度関東女子の決勝会場ということで、女子選手の参加は73名と多数であった。女子選手にとっては距離の長いミドルホールが多く、全体的にスコアが伸びなかった。トップスコアには男子3名、女子4名が並ぶ一方、ポイント争いでも下位選手の追い上げが目立つ等、毎年の事ながら最終月は混戦であった。また、関東女子の準備もあり、コース内フォアキャディも多人数配置いただく等、早朝よりご協力いただいた支配はじめ従業員の諸氏に謝意を表したい」。

エントリー数他は以下のとおり

開催日 平成7年3月11日(月)  
コース 飯能ゴルフクラブ  
エントリー 150名 (男子77名、女子73名)  
欠席者数 事前連絡9名  
(男子8名、女子1名)  
当日連絡4名  
(男子2名、女子2名)

無断欠席 0名

出場者数 137名 (男子67名、女子70名)

料済者 0名

ミーティング欠席 0名

失格者 0名

棄権者 0名

烟台ルーカ (男子)

中島常実 (東松苑)

小川 透 (岡部チサン)

沢田信弘 (長 南)

《女子》

片野志保 (プリンスランド)

加藤理刈 (伊豆大仁)

加藤勝栄 (相模原)

牛込成美 (慶應義塾大)

# 総会・常務理事会・理事会・分科委員会

田村各委員

### —討議及び決議事項—

討議に先立ち、佐藤事務局長より、新任委員を含め、全委員の紹介がなされた。

#### 1. 今年度活動方針について

紅露委員長より、今年度も引き続き次記3事業を活動の中心とする方針が示され、全員これを確認した。

①関東ジュニアゴルフ選手権  
②KGA主催ジュニアゴルフスクール  
③加盟倶楽部におけるジュニアゴルフ教室

これら3事業のうち、選手権及びKGA主催ジュニアゴルフスクールについては、他の新聞社主催によるものとは違ったKGA色を強く出して行きたいとの説明があった。

#### 2. 副委員長選任の件

委員長より次記の諸氏が指名委嘱され、これを承認した。

川島英雄、本吉正彦、大久保薫、大鷲俊朗、田辺嘉一  
(全員留任)

#### 3. 班編成について

別紙資料のように3班に分け、スクール・競技等を担当する事を確認した。

4. 春季ジュニアゴルフスクールについて  
別紙資料に基づき、日程・会場の確認をした。各委員の分担については基本的に別紙とのおりとするものの、人數的に少ない会場には班編成にこだわらず、協力することを確認した。また、今回のテーマとして次記2項が挙げられた。

●挨拶の励行  
●他人に迷惑をかけないゴルフをしよう

5. 夏季ジュニアゴルフスクールについて  
別紙資料の日程・会場を予定している

# 総会・常務理事会・理事会・分科委員会

る。第11スクールについては、栃木県ゴルフ場協議会、栃木県ゴルフ連盟指定の会場となる為、詳細については今後打ち合わせを行い、決定していく事を確認した。  
また、今年度も、小学生対象のリトルジュニアゴルフ大会が若洲ゴルフリンクスにて行われる事が報告された。

**6. 関東ジュニア予選・決勝競技について**  
昨年度同様、事前準備、競技当日の運営等、委員諸氏のより一層の協力が必要であるとの説明が紅露委員長よりなされた。また、夏休み中の開催競技の過密化について、高ゴ連・スポニチ・日刊スポーツと協議し、来年度以降、日程を調整していくとの報告があった。

## 平成8年度第1回広報委員会 議事録

日 時 平成8年3月18日(月) 午後4時  
場 所 KGA会議室  
出席者 内田委員長、  
宮元副委員長、舟橋、石川、  
片山、塙田、杉山、山田、吉  
川各委員

### —討議及び決議事項—

#### 1. 今年度活動方針

内田委員長より次の方針が示され、全員確認した。

「去る2月20日の総会において、細川理事長より活動方針案が示され、満場一致で承認されたが、本委員会もこれに従って活動することになる。具体的には、これまでの主催競技レ

ポートはもちろんのことだが、各分科委員会活動を紹介することによって、KGA活動を広くPRすることにある。とくに今年は、体協委員会、税対策委員会等の地道だが加盟俱楽部にとって、大きな意味を持つ活動を誌上でとりあげたい。」

#### 2. KGAニュースNo.54企画案

事務局案を承認した。

利用税の軽減など税対策委員会の活動について、税対策委員会小宮山委員長と広報委員会内田委員長と対談を行うことになった。

3. 今年度競技取材担当委員について  
別紙のように担当を決め、各主催競技等の取材、編集にあたることを確認した。

## 準会員細則

**第1条** 規約6条、7条第2項、8条、11条、12条に基づき、準会員に関し次の細則を定める。

**第2条** 準会員の入会金ならびに年会費は正会員の半額とする。

**第3条** 準会員は、2名の代表者を選び連盟に届けなければならない。

**第4条** 準会員は、2名の代表者を選び連盟に届けなければならない。

**第5条** 準会員の代表者は、役員・理事の選挙権、被選挙権を有しない。

**第6条** 各分科委員会、常務理事会が必要と認めた場合は、常務理事会の議を経て各分科委員会の委員、顧問および参与に委嘱する。

**第7条** コース・レート未査定ゴルフ場で希望するところには、査定を実施する。査定料は、別に定める。

**第8条** JGAハンディキャップの取得を希望する者には、準会員を通じ査定を行付与する。査定料は、別に定める。

## 関東ゴルフ連盟規約／入会に関する項目

### 第7条

(2) 本連盟に加盟しようとする公営ゴルフコース、私営パブリックコースおよび都道府県体育協会所属の都道府県ゴルフ団体は、別に定める入会細則に従い、加盟申請書に下記の書類を添えて申込みをしなければならない。

1. 加盟を希望するコース及び団体は、団体の規約又は会則及び細則

**第9条** 連盟主催競技に参加を希望するものは、KGA杯—アンダーハンディキャップ競技—に限り準会員を通じ参加を認められる。

**第10条** 機関誌「KGAニュース」を一定の部数配布する。

**第11条** 準会員は連盟主催の各種講習会への参加ができる。

**第12条** 本細則の変更は、規約第35条の手続きを準用する。

### 【付 則】

**第1条** 本細則は、各都県アマチュアゴルフ団体を除き平成8年3月1日より実施する。

**第2条** 正式開場1年未満の準会員クラブが入会細則第1条の入会条件を満たし、正会員として入会を承認された場合は、規約第32条を適用し、入会金及び年会費の差額並びに(財)日本ゴルフ協会入会金、年会費を納入しなければならない。

2. 役員の定めがあるときはその氏名及び住所
3. ゴルフコースを有する場合はホールの数、各ホールの長さ及びバーの数
4. 本連盟の加盟正会員及び理事クラブの推薦書
5. 前各号の外、コース及び団体に関する必要な資料及び書類

## 月例競技成績表

### 〔平成7年度12月月例〕 12月1日(金) 茨城ゴルフ俱楽部／東コース

順位 〔男子〕	氏 名	俱楽部	アウト イン		合計
			34	37	
1	阪田 哲男	袖ヶ浦	34	37	71
2	遠藤 修	岡部チサン	37	37	74
2	和田 雅英	東京五日市	36	38	74
4	徳永 雅洋	ザ・レイクス	36	39	75
4	杉山 稔	総武	38	37	75

\*11月プレーオフは小島、加藤尚氏、同ストロークのため、コースレート73.3  
1月例にて再度プレーオフを行い優勝者を決定する。

コースレート70.9

### 〔平成7年度1月月例〕 1月23日(火) 程ヶ谷カントリー俱楽部

順位 〔男子〕	氏 名	俱楽部	アウト イン		合計
			35	34	
1	中島 篤志	東松苑	35	34	69
2	中島 常実	東松苑	36	35	71
2	室伏 健二	東名	34	37	71
4	板垣 道也	伊香保国際	37	35	72
4	小川 透	岡部チサン	37	35	72
4	白井 敏夫	総武	34	38	72

\*11月プレーオフは小島直氏の優勝となりました。コースレート71.8

コースレート69.6

### 〔平成7年度2月月例〕 2月14日(水) 東京ゴルフ俱楽部

順位 〔男子〕	氏 名	俱楽部	アウト イン		合計
			36	36	
1	小久保武夫	藤岡	36	36	72
1	室野 歩	新千葉	38	34	72
3	板垣 道也	伊香保国際	36	37	73
3	亀井 隆	唐沢	36	37	73
3	徳永 雅洋	ザ・レイクス	37	36	73
3	中島 広之	伊豆にらやま	35	38	73

\*1位タイの小久保、室野尚氏は3月例にてプレーオフを行い優勝者を決定する。

コースレート72.2

順位 〔男子〕	氏 名	俱楽部	アウト イン		合計
			37	36	
1	小川 透	岡部チサン	36	37	73
1	沢田 信弘	長南	36	37	73
4	新井規一郎	廣済堂埼玉	35	39	74
4	和田 博	東京五日市	37	37	74
4	和田 雅英	東京五日市	37	37	74

\*2月プレーオフは室野選手不参加の為、小久保武夫の優勝となりました。

\*1位タイの中島、小川、沢田各氏は4月例にてプレーオフを行い優勝者を決定する。

コースレート70.6

## お知らせ

関東ゴルフ連盟「加盟俱楽部便覧」の変更事項は、次記のとおりです。訂正加筆をお願いいたします。

### 理事長

- フォレストゴルフクラブ  
(旧) 大森 廣作 (新) 副理事長 竹内 政二
- 足利カントリークラブ  
(旧) 手塚 寛 (新) 大島 宗作

### ●ヒルクレストゴルフクラブ

(旧) 松崎 芳伸 (新) 河西 宏和

### ●岩瀬桜川カントリークラブ

(旧) 山崎 敏夫 (新) 倉持 豊

### ●霞ヶ谷カントリー倶楽部

(旧) 玉井 英二 (新) 高井 研次

### ●ザ・鹿野山カントリークラブ

(旧) 前田 福三郎 (新) 前田 伸

## お知らせ

●大相模カントリークラブ  
(旧) 佐藤 三郎／逝去 (新) 塚田 裕三

俱楽部代表者

●足利カントリークラブ  
(旧) 大島 宗作 (新) 手塚 教子

●ヒルクレストゴルフクラブ  
(旧) 石川 芳夫 (新) 大島 英俊

●岩瀬桜川カントリークラブ  
(旧) 伊東 典雄 (新) 倉持 豊

●高萩カントリークラブ  
(旧) 中里 光三郎 (新) 山下 忠佑

●東松山カントリークラブ  
(旧) 今野 豊 (新) 伊室 一義

●ザ・鹿野山カントリークラブ  
(旧) 渡辺 富和 (新) 前田 伸

●千葉新日本ゴルフ俱楽部  
(旧) 佐々木眞紀 (新) 糸山 武生

●相模カントリー俱楽部  
(旧) 郭 茂林 (新) 松本 富夫

●大相模カントリークラブ  
(旧) 佐藤 三郎／逝去 (新) 塚田 裕三

●富士宮ゴルフクラブ  
(旧) 村松 真孝 (新) 小田村四郎

《訂正》  
●グランドスラムカントリークラブ  
中沢 勤 柿本 滋

●栗橋国際カントリー俱楽部  
谷口 大明

支配人

●フォレストゴルフクラブ  
総支配人／川崎 三郎

●グラнстージカントリークラブ 丸子コース  
(旧) 宮原 武彦 (新) 清水 聰

●河口湖カントリークラブ  
(旧) 山田 三郎 (新) 橋本 稔

●足利カントリークラブ  
(旧) 金子 鉄雄 (新) 海瀬 泰男

●ヒルクレストゴルフクラブ  
(旧) 苓原 研 (新) 渡辺 憲治

●ユーアイゴルフクラブ  
(旧) 木太久 春美 (新) 山田 彰

●岩瀬桜川カントリークラブ  
(旧) 平間 勇夫 (新) 福田 篤志

●サミットゴルフクラブ  
(旧) 堀 俊晴 (新) 高林 秀次

●高麗川カントリークラブ  
総支配人／半沢 友吉

●久能カントリー俱楽部  
(旧) 有村 単人 (新) 池田 寿一

●白鳳カントリー俱楽部  
(旧) 木村 義俊 (新) 高橋 正己

●鎌倉カントリークラブ  
(旧) 室住 一彦 (新) 宮山 正明

●大箱根カントリークラブ  
(旧) 新藤 芳治 (新) 南洞 正人

《訂正》  
●妙義スプリングスカントリー俱楽部  
林 勝男

所在地

千葉県印旛郡が印西市に変わりましたので、下記の俱楽部の住所を変更して下さい。

●久能カントリー俱楽部 ●総武カントリークラブ

●習志野カントリークラブ ●船橋カントリークラブ

《訂正》  
●千成ゴルフクラブ

〒324-01→〒324

●千代田カントリークラブ  
〒315 新治郡千代田町上佐谷877-6

東京事務所

●ダイヤグリーン俱楽部 ●香取カントリークラブ

(新) 〒105 港区芝3-38-11 日菱ビル5F

ダイヤグリーン俱楽部

TEL 03-3455-7206／FAX 03-3455-7208

香取カントリークラブ

TEL 03-3455-2201／FAX 03-3455-7208

《訂正》  
●千成ゴルフクラブ ●千代田カントリークラブ

〒107 港区南青山2-31-8 STTビル

TEL03-3475-1100 FAX03-3796-5111

ホール数

●紫雲ゴルフ俱楽部 27H→36H

HDCP

●中央都留カントリー俱楽部 ▲→④

●ナリタゴルフコース ▲→●

●白鳳カントリー俱楽部 ●→④

休場日

●千成ゴルフクラブ 月→無休

●千代田カントリークラブ 1～3月／月→無休